

令和8（2026）年度
地域工務店によるZEH普及促進事業
補助金 申請の手引き

令和8（2026）年5月

栃木県環境森林部気候変動対策課

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金の申請及び受給をされる皆様へ

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金（以下「本補助金」という）は、公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、本県としましては、不正行為に対しては厳正に対処しております。

従いまして、本補助金の交付申請をされる方におかれましては、以下の点について十分認識された上で、申請手続きを行ってください。

1. 本補助金に関係する全ての提出書類には、いかなる理由があっても、その内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 本補助金は、国の補助事業の活用が要件になりますので、国の補助事業を利用していない場合は対象になりません。
3. 本補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用・売却・譲渡・交換・貸与・廃棄又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けなければなりません。また、その際、補助金の返還が発生する場合があります。

また、本手引きに記載された、補助金の申請から受給にかかる手続き及び必要書類等並びに事業終了後の責務等についても十分確認された上で、本補助金の申請手続きを行ってください。

なお、本県の「子育て世帯等住宅断熱化支援事業」の対象者は、当該事業を御活用ください。

【目 次】

1	事業の概要	- 2 -
	(1) 目的	- 2 -
	(2) 補助の概要	- 2 -
	(3) 補助事業の手続きの流れ	- 5 -
2	交付申請	- 5 -
	(1) 受付期間	- 6 -
	(2) 申請書の提出	- 6 -
	(3) 交付決定	- 7 -
3	事業実施	- 8 -
	(1) 補助対象事業着手	- 8 -
	(2) 補助対象事業の廃止	- 8 -
	(3) 住所等の変更	- 8 -
4	実績報告等	- 9 -
	(1) 実績報告	- 9 -
	(2) 完了検査	- 9 -
	(3) 補助金の額の確定	- 9 -
	(4) 補助金の請求	- 10 -
	(5) 補助金の経理等	- 10 -
5	補助対象事業終了後における申請者の責務等	- 10 -
6	記入例	- 11 -

1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、補助金を交付することにより、地域工務店※によってZEH水準以上の断熱性能等を有する新築住宅を建築する県民に対し、補助金を交付することにより、ZEHの普及を促進し、県内の温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としています。

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブにより、ZEHビルダー又はZEHプランナーとして登録された者であって、栃木県内に本社を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当する住宅の施工事業者

(2) 補助の概要

① 補助対象者（申請者）

地域工務店によってZEH水準以上の断熱性能等を有する自己居住用の住宅を新築する県民で、次のいずれにも該当するものです。

- ・ 県税の滞納がないこと
- ・ 暴力団排除にかかる誓約ができること

② 補助対象設備

地域工務店によって新築するZEH水準以上の断熱性能等を有する住宅の高断熱化等に係る材料及び設備の購入並びに工事に要する経費

③ 補助額

- ・ 一戸あたり 20 万円

④ 補助要件

【国ZEH事業の活用】

本事業では、下表のうちいずれか一つの国の補助金活用が必須です。ただし、令和7(2025)年3月24日以降に国へ申請したものに限りません。

・ 脱炭素志向型住宅の導入支援事業 (子育てグリーン住宅支援事業、みらいエコ住宅2026事業)
・ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業)
・ 上記のほか知事が認めるもの

【住宅性能について】

- (1) 地域区分※₁ 1～8地域の平成28年省エネルギー基準(η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、外皮平均熱貫流率UA値[m²K]が地域区分1又は2地域で0.4以下、3地域で0.5以下、4・5・6・7地域で0.6以下であること。
- (2) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- (3) 北側斜線制限(2階建以上の住宅に影響が生じる場合)の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85m²未満である土地に建設するもの(平屋建てを除く)を除き、一次エネルギー消費量の削減に相当程度寄与する量※₂の再生可能エネルギーを導入していること。

※1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項
(平成 28 年国土交通省告示第 265 号) 別表第 10 に定める「地域の区分」

※2 次のような場合は、該当しない可能性があります。

- ・導入する再生可能エネルギーの量が極端に少ないもの
- ・ポータブル型など、簡易的なもの

【再生可能エネルギーについて】

再生可能エネルギーを導入し、売電を行う場合にあっては、余剰売電方式によること。

⑤ 事務手続きの代行について

- ・補助対象者の代わりに、住宅を新築する者等を事務代行者として、交付申請・実績報告・事業変更の承認申請・事業の廃止届出等の事務手続きを進めることができます。ただし、有償での書類作成は認められません。
- ・事務代行者が事務の代行を通じて知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号) に従って取り扱うこととします。
- ・不正行為が認められたときは、事務代行者の名称と不正行為を公表し、当分の間事務の代行ができないものとします。

⑥ その他

- ・ 栃木県が実施する「子育て世帯等住宅断熱化支援事業補助金」とは併用できません。
- ・ 交付申請については、新築住宅1戸の建築につき1回限りとします。
- ・ 補助対象事業により整備した設備等は、原則として、法定耐用年数※1期間中は財産処分してはならないものとします。なお、補助対象設備の導入後、法定耐用年数期間において、補助対象設備を処分（本補助金の目的に反しての使用・売却・譲渡・交換・廃棄・貸与、または担保に供することをいう）しようとする場合は、知事の承認を受けること。これに伴い、知事から補助対象設備に係る補助金の全部又は一部の請求を受けた場合においては、これに応じること。
- ・ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- ・ 補助対象者は、知事が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は現地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。
- ・ 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

設備名		法定耐用年数	
住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の住宅	47年	
	れんが造、石造又はブロック造の住宅	37年	
	金属造の住宅	骨格材の肉厚が4mmを超えるもの	34年
		骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下	27年
		骨格材の肉厚が3mm以下	19年
	木造又は合成樹脂造の住宅	22年	
木骨モルタル造の住宅	20年		
建物附属設備	電気設備（照明設備含む）※2	15年	
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15年	
	冷暖房設備※3	13年	

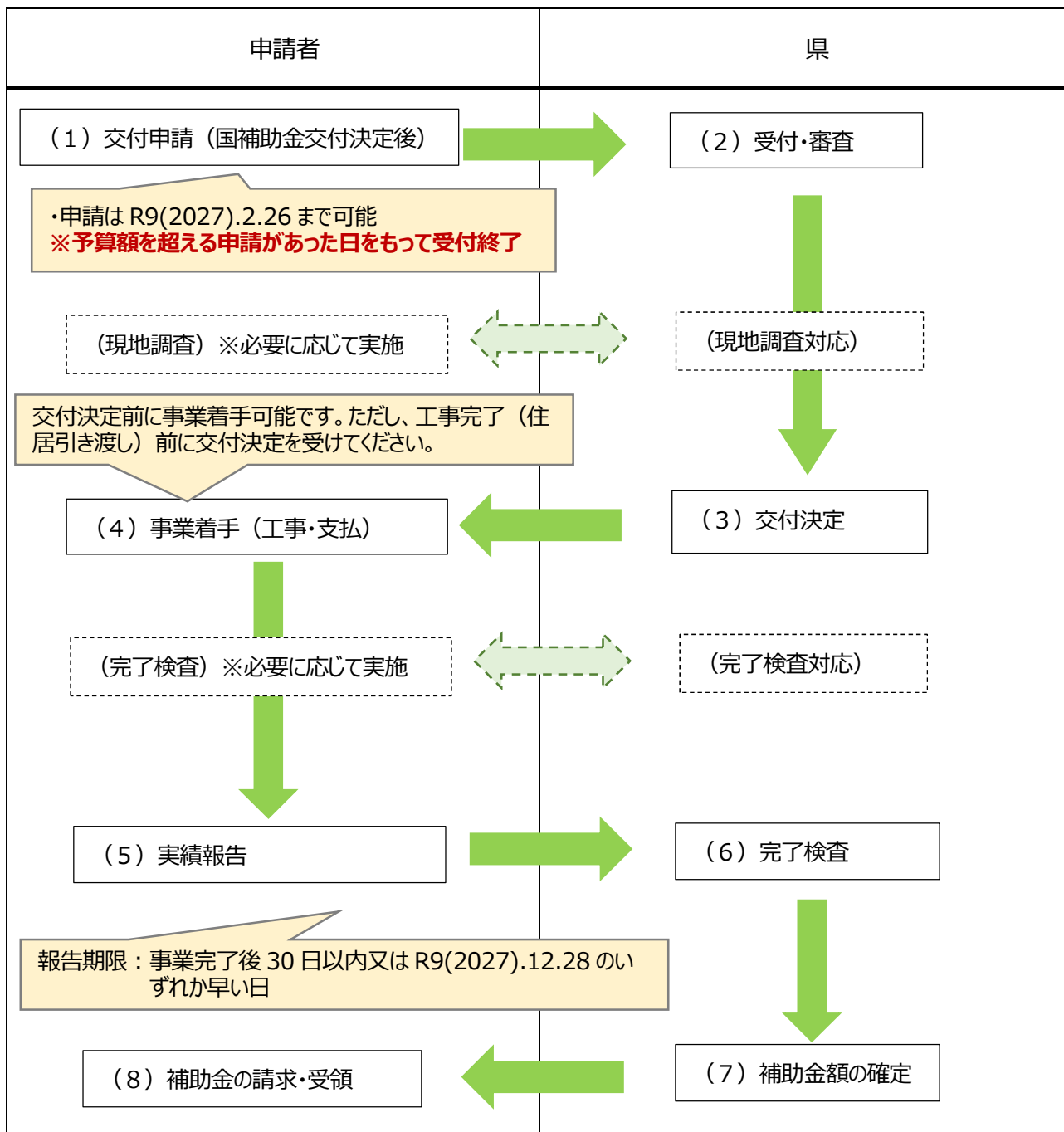
※1 法定耐用年数表：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号（以下「大蔵省令」という））による。

※2 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附属設備」、「電気設備（照明設備を含む。）」、「その他のもの」に該当する場合

※3 大蔵省令 別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）の「建物附属設備」、「冷房、暖房、通風又はボイラー設備」、「冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの）」に該当する場合

(3) 補助事業の手続きの流れ

本事業の一般的な手続きの流れは、以下のとおりです。



実績報告書の提出について

事業完了となつてから、30 日以内の実績報告書の提出をお願いします。

実績報告書の提出を受けて補助金の交付となります。

令和 9（2027）年 1 月 29 日までに提出された実績報告分の補助金は年度内（令和 9（2027）年 3 月 31 日）に交付します。

ただし、令和 9（2027）年 2 月以降に提出の実績報告分の補助金の交付は令和 9（2027）年 6 月以降となりますのでご注意ください。

2 交付申請

(1) 受付期間

補助金の交付申請書の受付期間は次のとおりです。

受付期間 令和8(2026)年5月18日(月)から令和9(2027)年2月26日(金)まで

(2) 申請書の提出

ア 申請に必要な書類は、次のとおりとし、「正本1部」を提出してください。

なお、申請書の写し等の交付は行いませんので、申請書の控えはご自身で御用意ください。

番号	提出書類	
1	申請書提出チェックシート	—
2	交付申請書	様式第1号※1
3	誓約書	様式第2号※1
4	国ZEH事業※2に係る交付 決定 通知書又は交付決定のお知らせ等の写し	添付資料1
5	工事請負契約書の写し※3	添付資料2
6	申請直近時点での現場写真※4	添付資料3
7	納税証明書原本（栃木県税に滞納がないことの証明として次の①及び②）	—
	①県税事務所で発行されるもの※5※6	添付資料4
	②市町役場で発行されるもの※5※6	添付資料5
8	補助対象住宅の施工事業者が県内の中小工務店であることが確認できる書類（法人登記事項証明書等）の写し	添付資料6
9	その他県が必要と認める書類	—

※1 様式は栃木県ホームページからダウンロードすること。

※2 P2、1(2)④を参照ください。

※3 工事請負契約書について

➤ 設備・工事の内容がわかるものとする。（「〇〇工事一式」等の記載は不可）

➤ 施工事業者・契約日がわかるものとする。

※4 工事の進捗状況が完成前であることがわかるものであり、申請日の1週間以内に撮影されたものとします。

※5 発行日より3か月以内のもの。

※6 課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合はその旨を記した書面（任意様式）が必要

イ 申請書等の提出方法は、持参又は郵送（書留等の配達記録が確認できるものに限る）とします。

ウ 提出された申請書は、書類の不足や記載内容の不備等について確認し、不備・不足がないものについて受理します。

エ 書類等には、修正液、修正テープ等を使用しないでください。

オ 書類等は、片面記載とし（両面印刷・コピー不可）、ダブルクリップで綴じてください（ホチキス等不可）。

カ 提出された書類等は、原則として返却しません。

（3） 交付決定

審査後、当該申請の交付決定を申請者に通知します。

なお、審査に当たっては、工事の進捗状況について Web 等を利用した現地調査を行う場合があります。

3 事業実施

(1) 補助対象事業着手

補助金申請前に、工事着手していただいて問題ありません。ただし、工事完了（住居引き渡し）前に交付決定を受けてください。

(2) 補助対象事業の廃止

補助対象事業を廃止しようとするときは、事業廃止（中止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を得る必要があります。

(3) 住所等の変更

住所又は氏名を変更（補助対象住宅への移転を除く。）したときは、直ちに住所（氏名）変更届（様式第4号）に変更後の住民票を添えて、知事に提出ください。

4 実績報告等

(1) 実績報告

申請者は、補助対象事業が完了（実績報告に必要な全ての書類が提出可能となった状態）したときは、次の期日までに、以下に掲げる書類を「正本1部」提出してください。

実績報告の提出期限

補助事業完了後 30 日以内又は令和 8 (2026) 年 12 月 28 日（月）のいずれか早い日

※完了が令和 8 (2026) 年 12 月 28 日（月）を超過する場合は、令和 9 (2027) 年 12 月 28 日（火）までの提出を認めます。

番号	提出書類	
1	実績報告書提出チェックシート	—
2	実績報告書	様式第 5 号※1
3	国 Z E H 事業に係る交付額確定通知書の写し又は振込のお知らせ等の写し	添付資料 1
4	建築基準法に定める検査済証の写し	添付資料 2
5	住民票※2	添付資料 3
6	住宅全景及び太陽光発電設備の写真※3	添付資料 4
7	住居の引渡証明書の写し	添付資料 5
8	その他県が必要と認める書類	—

※1 様式は、栃木県ホームページからダウンロードしてください。

※2 発行日より 3 か月以内のもので、新住所への居住が確認できるもの。

※3 完成した住宅の全景と、交付申請書に記載いただいた太陽光発電設備（設備全景と、交付申請書に記載いただいた型番がわかる銘板等）の写真を添付してください。

(2) 完了検査

提出された実績報告書により、書面にて完了検査を実施します。なお、必要と判断した場合には現地調査を実施します。主な確認項目は、以下のとおりです（詳細な方法は別途お知らせします）。

- 住宅の建設状況
- 導入設備の設置状況

(3) 補助金の額の確定

完了検査等の結果、補助対象事業が適正に実施されていると認められた場合は、県は交付する補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(4) 補助金の請求

額の確定通知を受けた申請者は、別途指定する期日までに補助金請求書（様式第6号）に、振込先の口座内容がわかる書類（通帳等の写し等）を添付して提出してください。

(5) 補助金の経理等

申請者は、補助対象事業の経費にかかる収支簿を備え、その収支にかかる証拠書類（契約書、領収書等）を整備してください。

なお、収支簿等は、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

5 補助対象事業終了後における申請者の責務等

本補助金で取得又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容について承認を受けること。なお、その際、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

6 記入例

様式第1号（交付要領第4条関係）

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事

様

（新居住地）

住所 宇都宮市塙田1-1-20

フリガナ トチギ タウ

氏名 栃木 太郎

〇〇〇〇年度において住宅の新築をするにあたり、当該住宅の高断熱化を実施したいので、地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付要領に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請者の概要

申請者	氏名	栃木 太郎
	連絡先住所 (仮住まい等の場合)	宇都宮市竹林町1030-2
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
手続代行者	名称	株式会社とちまるハウジング
	所在地	宇都宮市八千代1-5-10
	実務担当者名	栃丸 次郎
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	メールアドレス	jiro@tochimaru.xx.xx

2 事業の概要

補助対象住宅 について	所在地の地番	宇都宮市塙田1丁目1-20			
	ZEHの種別	<input checked="" type="checkbox"/> ZEH	<input type="checkbox"/> Nearly ZEH	<input type="checkbox"/> ZEH水準	<input type="checkbox"/> ZEH Oriented
	省エネ基準地域区分	<input type="checkbox"/> 2地域	<input type="checkbox"/> 3地域	<input type="checkbox"/> 4地域	<input checked="" type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域
	再生可能エネルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電	<input type="checkbox"/> その他	メーカーと型式、合計出力を記載	
	太陽光パネル設備	〇〇〇製 〇〇-1234-56 合計出力〇.〇kW			
事業着手日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
確認済証交付年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
添付写真撮影年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
事業完了予定日※1	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
併用国補助制度※2	みらいエコ住宅2026事業				
施工事業者	名称	株式会社とちまるハウジング		実績報告に必要な全ての書類が提出できると見込まれる日付を記載	
	本店所在地	宇都宮市八千代1-5-10			
	資本金の額又は 出資の総額	5000万円	従業員数	100人	
	業種	建設業			
	担当者名	栃丸 一郎			
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
	メールアドレス	itiro@tochimaru.xx.xx			

※1 実績報告に必要な全ての書類が提出できると見込まれる日付を記載してください。

※2 「みらいエコ住宅2026事業」「戸建住宅ZEH化等支援事業」等、併用する事業名を記入してください。

誓約書

申請者は、栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれかにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について栃木県警察本部に照会することについて承諾します。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（宛先）

栃木県知事

様

住 所 宇都宮市竹林町1030-2

(ふりがな) 氏 名 とちぎ たろう
栃木 太郎

生年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

様式第3号（交付要領第5条関係）

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金廃止（中止）承認申請書

年 月 日

栃木県知事

様

住 所 宇都宮市塙田1-1-20

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

（手続代行者 株式会社とちまるハウジング）

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた地域工務店によるZEH普及促進事業を次のとおり廃止又は中止したいので、承認されるよう申請します。

1 廃止又は中止の理由

〇〇〇〇〇〇

様式第4号（交付要領第6条関係）

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金に係る住所（氏名）変更届

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市埜田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた地域工務店によるZEH普及促進事業について、下記のとおり住所（氏名）を変更したので、地域工務店によるZEH普及促進事業補助金交付要領第6条第1項の規定により住所変更届を提出します。

記

1 変更前の住所（氏名）

〇〇〇〇

2 変更後の住所（氏名）

〇〇〇〇

3 変更年月日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（注） 変更後の内容が記載された住民票を添付すること。

栃木県知事 様

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号により補助金の交付決定を受けた地域工務店によるZEH普及促進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 申請者の概要

新住居の住所（住居表示と地番が違う際には、住居表示を記載）

申請者	氏名	栃木 太郎		
	連絡先住所	宇都宮市塙田1丁目1-20		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
手続代行者	名称	株式会社とちまるハウジング		
	所在地	宇都宮市八千代1-5-10		
	実務担当者名	栃丸 次郎		
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
	メールアドレス	jiro@tochimaru.xx.xx		

2 実績概要

住居表示と地番が違う際には、地番を記載

補助対象住宅について	所在地の地番	宇都宮市塙田1丁目1-20			
	ZEHの種別	<input checked="" type="checkbox"/> ZEH	<input type="checkbox"/> Nearly ZEH	<input type="checkbox"/> ZEH水準	<input type="checkbox"/> ZEH Oriented
	省エネ基準地域区分	<input type="checkbox"/> 2地域	<input type="checkbox"/> 3地域	<input type="checkbox"/> 4地域	<input checked="" type="checkbox"/> 5地域 <input type="checkbox"/> 6地域
	再生可能エネルギー	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電 <input type="checkbox"/> その他（メーカーと型式、合計出力を記載）			
	太陽光パネル設備	〇〇〇製 〇〇-1234-56 合計出力〇.〇kW			
事業着手日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
確認済証交付年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
検査済証交付年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
住宅引渡年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
事業完了日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日				
併用国補助制度※	みらいエコ住宅2026事業				
施工事業者	名称	株式会社とちまるハウジング			実績報告への添付書類の交付日のうち、最も遅い方の日付を記載
	本店所在地	宇都宮市八千代1-5-10			
	資本金の額又は出資の総額	5000万円	従業員数	100人	
	業種	建設業			
	担当者名	栃丸 一郎			担当者名、電話番号、メールアドレスが、手続代行者と同じ場合は省略可。
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇			
	メールアドレス	itiro@tochimaru.xx.xx			

※「みらいエコ住宅2026事業」「戸建住宅ZEH化等支援事業」等、併用事業名を記入してください

補助金請求書

金 200,000 円

県から交付された「交付額確定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇〇号で額の確定の通知があった地域工務店によるZEH普及促進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

栃木県知事

様

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 宇都宮市埴田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(手続代行者 株式会社とちまるハウジング)

※ 通帳の写しを添付してください。

(銀行名、支店名、種別、口座番号(カナ)が確認できるもの)

※手続代行者が提出する場合、以下の欄を記入してください。

・発行責任者

氏 名 栃丸 次郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

・担当者

氏 名 栃丸 次郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

対象設備毀損（滅失）届出書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市塙田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

県から交付された「交付決定通知書」から転記

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった地域工務店によるZEH普及促進事業補助金において取得した対象設備について、次のとおり毀損（滅失）しましたので届け出ます。

- 1 毀損（滅失）した設備
住宅
- 2 毀損（滅失）の時期
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 毀損（滅失）の原因
〇〇〇〇〇〇〇
- 4 今後の方針（修繕、買換など）
〇〇〇〇〇〇〇

（添付書類）

対象設備の写真（現況）

地域工務店によるZEH普及促進事業補助金対象設備処分承認申請書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事 様

住 所 宇都宮市塙田 1-1-20

氏 名 栃木 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

県から交付された「交付決定通知書」から転記

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け栃木県指令気対第〇〇号で交付決定のあった地域工務店によるZEH普及促進事業において取得した対象設備について、次のとおり処分したいので承認されるよう申請します。

1 処分する設備

住宅

2 処分の方法

() 売却 () 譲渡 () 交換 () 貸与 () 担保
() 廃棄 () その他 (具体的に)

3 処分の時期 (予定)

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

4 処分の理由

〇〇〇〇〇〇

備考

処分に当たり、設置者の責に帰さないやむを得ない事由がある場合は、処分の理由欄に事情を記載すること。また、処分によって収益がある場合は、その額を記載すること。

申請に関するお問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

栃木県 環境森林部 気候変動対策課

カーボンニュートラル推進室

TEL 028-623-3186 FAX 028-623-3259

